

# 第63回 定時株主総会

## 招 集 ご 通 知

### 開催日時

2022年3月24日(木曜日)午前10時 (受付開始：午前9時)

### 開催場所

東京都港区六本木五丁目11番16号

公益財団法人 国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

### 目次

第63回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	32
計算書類	34
監査報告書	36
株主総会参考書類	42

#### 株主の皆様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日は株主様の健康状態にかかわらずご来場をお控えいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日の感染状況等により、対応に変更が生じる場合がございます。また、会場や開始時刻等の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.agrokanesho.co.jp/>)



アグロ カネショ株式会社

証券コード 4955



# 招集ご通知

証券コード 4955  
2022年3月4日

株主各位

東京都港区赤坂四丁目2番19号  
**アグロ カネショウ株式会社**  
代表取締役社長 榎引 博敬

## 第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って**2022年3月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

### 記

- |                |  |
|----------------|--|
| <b>1. 日 時</b>  | 2022年3月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）  |
| <b>2. 場 所</b>  | 東京都港区六本木五丁目11番16号 公益財団法人 国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール  |
| <b>3. 目的事項</b> |  |
| <b>報告事項</b>    | 1. 第63期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第63期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| <b>決議事項</b>    | 第1号議案 剰余金の処分の件<br>第2号議案 定款一部変更の件<br>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件  |

以 上

- 法令及び当社定款第17条の規定に基づき、以下の事項についてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」  
②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 公共交通機関でのご来場をお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.agrokanesho.co.jp/>)

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう切手を貼らずにご投函ください。



こちらを切り取ってご返送  
ください。

**行使期限** 2022年3月23日（水曜日）午後5時30分到着分まで

### 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



#### 「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。  
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



詳細につきましては3頁をご覧ください。▶

**行使期限** 2022年3月23日（水曜日）午後5時30分まで



#### 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

詳細につきましては4頁をご覧ください。▶

**行使期限** 2022年3月23日（水曜日）午後5時30分まで

- 株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。

### 株主総会にご出席の場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2022年3月24日（木曜日）午前10時

**場所** 公益財団法人 国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

※ 議決権行使結果の集計の都合上、お早めの行使をお願い申し上げます。

## 「スマート行使」によるご行使

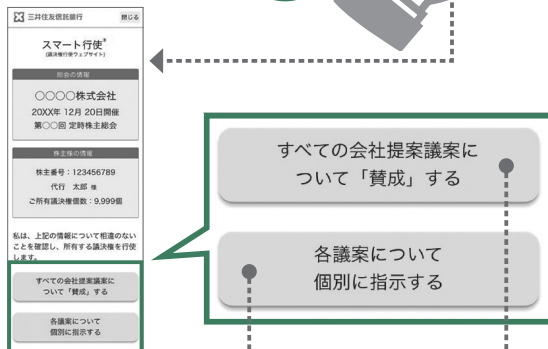
### 1 スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。  
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



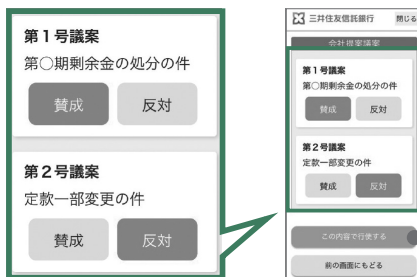
### 2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。



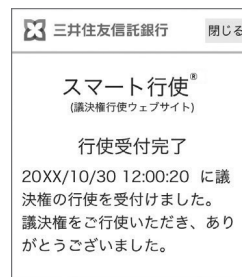
#### 各議案について個別に指示する場合

### 3 画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



#### すべての会社提案議案について「賛成」する場合

### 4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



#### 【議決権再行使のお手続き方法について】

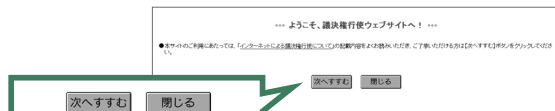
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。



## 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

(パソコンとスマートフォンどちらもご利用いただけます)

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

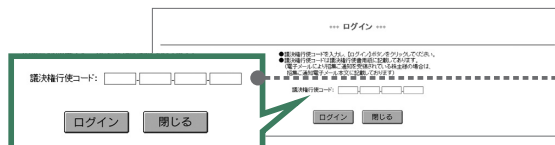


「次へすすむ」をクリック

議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>



### 2 ログインする



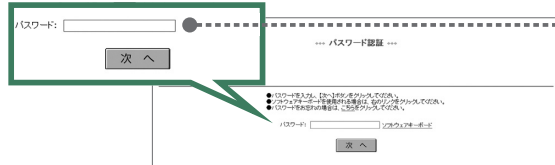
「議決権行使コード」※を入力し、「ログイン」をクリック

議決権行使イメージ



※「議決権行使コード」「パスワード」は、お手元の議決権行使書紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

### 3 パスワードを入力



「パスワード」※を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ※ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

スマートフォン・パソコンなどの  
 操作方法に関するお問い合わせ先について

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 企業集団の事業の経過及びその成果

#### (1) 全般的概況

国内農業は、農業生産者の減少及び高齢化が進んでいる一方で、大規模生産者や農業法人の増加など農業生産構造の変化が現れてきております。また、局地的豪雨や大雪等が農業へ大きな被害をもたらしており、その影響を残している国内農業は厳しい環境にあります。このような中、国内農業業界におきましては、改正農薬取締法（2018年12月施行）により一層の農薬の安全性の向上が要求されており、国内の既登録農薬についても最近の科学的知見に基づいた安全性等の再評価が必要となっております。また、世界農薬市場におきましては、国内に先行し農薬登録制度の見直しが行われており、農薬使用時や残留農薬の安全性評価に留まらず生態系に対する環境影響評価が強化され、多くの既存薬剤の登録の失効・淘汰が進んでいます。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による農薬の生産・物流・消費等に対する影響を注視していく必要があります。

このような情勢の中で当社グループは、経営理念である「我が信条」（お客様のため、社員のため、社会のため、株主のためという4か条）ならびに「どこまでも農家とともに」をモットーとして研究開発・技術普及・生産・販売を展開しております。当社グループは、創業以来の経営理念を堅持しつつ100年企業を目指すために、「Lead The Way 2025」をスローガンとした長期事業計画とともに、新中期事業計画(2022年-2025年)を策定し、企業価値の向上に努めております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、当社グループは安全性や衛生管理に配慮した業務運営に取り組んでおります。

#### ■ 売上高

(単位：百万円)



#### ■ 営業利益

(単位：百万円)



研究開発部門では、創薬のための研究開発を継続するために組織力の増強と研究レベルの向上を図り、ポートフォリオの充実と拡大に努めております。またポートフォリオ拡充への取組みの結果、米国Gowan社との間でダニ剤「ダニエモンフロアブル」、「エコマイト顆粒水和剤」の日本における取扱いについて合意され、当社では現販売会社のバイエル クロップサイエンス株式会社の地位を継承し、2021年7月から両剤の販売を開始しております。

生産部門では、東京電力福島第一原子力発電所事故による福島工場の操業停止から11年となる中、山口工場はその代替工場として2018年11月に建設され、2021年2月にISO9001の認証を取得しました。茨城工場・直江津工場と併せて自社生産体制の向上により、製品の安定供給とコスト削減に取り組むとともに、品質保証と顧客満足の向上に努めております。また、山口工場は西日本の物流拠点としての機能を備えており、東日本の物流拠点である所沢物流倉庫と併せた効率的な運用による一層のサービス向上に努めてまいります。

なお、2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故による営業損害につきましては、東京電力ホールディングス株式会社に対し損害賠償訴訟を係属中であります。

営業技術普及部門では、農業生産者への適切な技術情報の提供に加えて、土壌分析室を活用し、農業の根幹となる土づくり、土壌のセンチュウ対策、病害虫診断の支援活動を拡大しています。さらに、グローバルGAP認証取得支援ならびに地域の農業・栽培問題解決のための研究実践農場（カネショウファーム）の運営も全国6か所に拡大し、これらのサービス提供により地域農業や農業生産者への貢献に努めております。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い営業・技術普及活動の一部自粛や制限がある中、「お客様相談窓口」の強化を継続し、能動的に製品の技術情報などお客様のお問い合わせに対応しております。

## ■ 経常利益

(単位：百万円)



## ■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



海外事業部門では、主力製品「カネマイトフロアブル」の登録が世界50か国で認可され、更に6か国で開発を進めております。また、アセキノシル新製剤である「Veto 30SC」は、2021年10月に米国カリフォルニア州で登録が認可され2022年より米国での本格販売を計画しており、今後も全世界的に開発を進めてまいります。「ネマキック粒剤・液剤」については現在9か国で登録が認可され今後も登録国の拡大に取り組んでまいります。また、海外子会社を通じて全世界で「バスアミド微粒剤」、「D-D」の登録維持・拡大・販売活動を整備し、韓国においては現地販売会社・小売店・農家に対する直接的な支援を強化してまいります。

当連結会計年度においては、主要剤であるダニ剤「カネマイトフロアブル」の売上が海外で前連結会計年度を上回りましたが、同じく主要剤の土壌消毒剤が前連結会計年度の売上を下回り、売上高は前連結会計年度を下回りました。販売費及び一般管理費は前連結会計年度に対し、販売促進費、研究開発費関連が減少し、営業利益が前連結会計年度に対し増加しております。経常利益も前連結会計年度比で増加しておりますが、当社の連結子会社である株式会社KANESHO CHPに関する特別損失（減損損失）6億6千7百万円を計上いたしました。これは同社の保有する「ダーズバン」の主要製剤の海外製剤加工会社からの生産中止の通告を受け、代替としての国内製造での著しいコスト上昇ならびに今後発生する登録維持費用の著しい増加が見込まれることから、全ての製剤の販売継続を断念いたしました。このため、のれんの回収可能性について検討し、減損処理を行ったものです。

この結果、当連結会計年度の売上高は151億5百万円（前連結会計年度比0.6%減）、営業利益は12億3千3百万円（前連結会計年度比18.8%増）、経常利益は12億8千2百万円（前連結会計年度比8.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億6千5百万円（前連結会計年度比25.4%減）となりました。

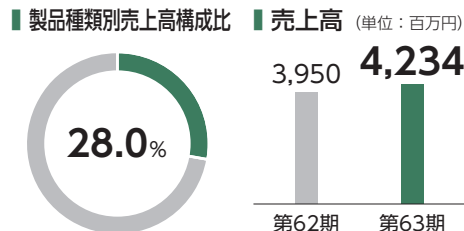


## (2) 事業別概況

当社グループは農薬の製造、販売事業の単一セグメントであります。製品の種類別の営業概況は次のとおりであります。

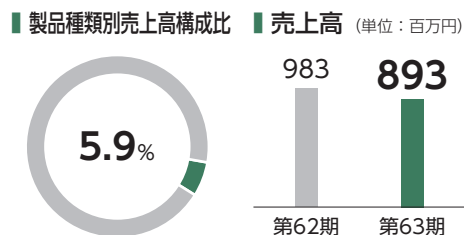
### 1 害虫防除剤

海外では主に「カネマイトフロアブル」が欧州向け販売は前連結会計年度を下回りましたが、北米では前連結会計年度を上回り、全体で前連結会計年度を上回りました。国内では「カネマイトフロアブル」、「チューンアップ顆粒水和剤」、「バイスロイドEW」、「アルバリン粉剤」が前連結会計年度を下回りましたが、「ペンタック水和剤」、「サムコルフロアブル」、「ペイオフME」が前連結会計年度を上回り、害虫防除剤全体で前連結会計年度を上回りました。この結果、売上高は42億3千4百万円（前連結会計年度比7.2%増）となりました。



### 2 病害防除剤

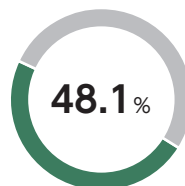
「兼商クプロシールド」、「モレスタン水和剤」が前連結会計年度を上回りましたが、「キノンドー水和剤」、「キノンドーフロアブル」などの「キノンドー剤」と「ストライド顆粒水和剤」、「アフエットフロアブル」、「フルーツセイバー」が前連結会計年度を下回ったため、病害防除剤全体で前連結会計年度を下回りました。この結果、売上高は8億9千3百万円（前連結会計年度比9.2%減）となりました。



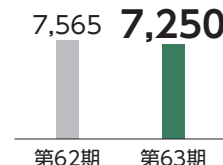
### 3 土壌消毒剤

国内では「D-D」が前連結会計年度を上回りましたが、「バスアミド微粒剤」、「ネマキック粒剤」が前連結会計年度を下回りました。海外では「ネマキック粒剤」が前連結会計年度を上回りましたが、「D-D」が欧州、その他地域で減少、「バスアミド微粒剤」も前連結会計年度を下回り、土壌消毒剤全体で前連結会計年度を下回りました。この結果、売上高は72億5千万円（前連結会計年度比4.2%減）となりました。

製品種類別売上高構成比



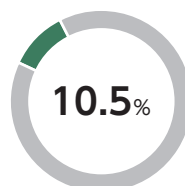
売上高 (単位：百万円)



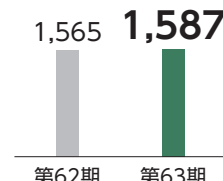
### 4 除草剤

「モゲトン粒剤」が前連結会計年度を下回りましたが、「カソロン剤」、「アークエース1キロ粒剤」が前連結会計年度を上回り、除草剤全体で前連結会計年度を上回りました。この結果、売上高は15億8千7百万円（前連結会計年度比1.4%増）となりました。

製品種類別売上高構成比



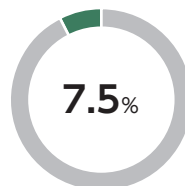
売上高 (単位：百万円)



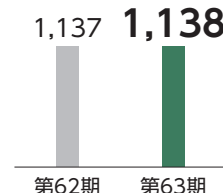
### 5 その他

展着剤、園芸用品、植調剤が前連結会計年度を上回り、その他全体でほぼ前連結会計年度並みとなりました。この結果、売上高は11億3千8百万円（前連結会計年度比0.1%増）となりました。

製品種類別売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



## 2. 企業集団の資金調達状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関等からの借入により充ちました。

## 3. 企業集団の設備投資等の状況

当社グループは、生産設備の効率化及び研究開発力の強化などを目的とした投資を行っております。

当連結会計年度の設備投資額は1億3千9百万円であります。

## 4. 企業集団及び当社の製品種類別売上高推移

### (1) 企業集団の製品種類別売上高推移

(単位：千円)

区 分		第60期 2018年12月期	第61期 2019年12月期	第62期 2020年12月期	第63期 2021年12月期 (当連結会計年度)
農 業	害虫防除剤	3,187,780 (20.7%)	3,269,470 (22.5%)	3,950,916 (26.0%)	4,234,873 (28.0%)
	病害防除剤	919,055 (6.0%)	898,115 (6.2%)	983,924 (6.5%)	893,118 (5.9%)
	土壌消毒剤	8,706,858 (56.4%)	7,756,028 (53.2%)	7,565,218 (49.8%)	7,250,906 (48.1%)
	除草剤	1,523,592 (9.9%)	1,576,672 (10.8%)	1,565,657 (10.3%)	1,587,445 (10.5%)
	その他	1,073,899 (7.0%)	1,069,013 (7.3%)	1,137,666 (7.4%)	1,138,884 (7.5%)
合 計	15,411,185 (100.0%)	14,569,300 (100.0%)	15,203,384 (100.0%)	15,105,229 (100.0%)	

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

### (2) 当社の製品種類別売上高推移

(単位：千円)

区 分		第60期 2018年12月期	第61期 2019年12月期	第62期 2020年12月期	第63期 2021年12月期 (当期)
農 業	害虫防除剤	3,169,727 (25.3%)	3,247,089 (26.3%)	3,926,633 (30.5%)	3,937,305 (31.1%)
	病害防除剤	919,055 (7.3%)	898,115 (7.3%)	983,924 (7.6%)	893,118 (7.0%)
	土壌消毒剤	5,850,931 (46.7%)	5,539,037 (44.9%)	5,272,388 (40.9%)	5,118,568 (40.4%)
	除草剤	1,518,850 (12.1%)	1,571,464 (12.8%)	1,562,939 (12.1%)	1,581,122 (12.5%)
	その他	1,073,265 (8.6%)	1,069,013 (8.7%)	1,136,752 (8.9%)	1,138,884 (9.0%)
合 計	12,531,830 (100.0%)	12,324,720 (100.0%)	12,882,638 (100.0%)	12,668,998 (100.0%)	

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分		第60期 2018年12月期	第61期 2019年12月期	第62期 2020年12月期	第63期 2021年12月期 (当連結会計年度)
売上高	(千円)	15,411,185	14,569,300	15,203,384	<b>15,105,229</b>
経常利益	(千円)	2,161,675	1,328,401	1,177,705	<b>1,282,843</b>
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,301,412	966,504	489,958	<b>365,511</b>
1株当たり当期純利益		102円99銭	76円47銭	39円06銭	<b>29円50銭</b>
純資産額	(千円)	21,625,235	21,990,504	21,370,169	<b>19,897,979</b>
総資産額	(千円)	30,429,110	30,214,277	28,977,552	<b>26,610,063</b>

(注1) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

ただし、期中平均発行済株式数は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

### (2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分		第60期 2018年12月期	第61期 2019年12月期	第62期 2020年12月期	第63期 2021年12月期 (当期)
売上高	(千円)	12,531,830	12,324,720	12,882,638	<b>12,668,998</b>
経常利益	(千円)	1,550,254	1,101,295	1,866,243	<b>1,831,535</b>
当期純利益	(千円)	1,220,025	1,041,896	1,421,890	<b>1,282,242</b>
1株当たり当期純利益		96円55銭	82円43銭	113円34銭	<b>103円48銭</b>
純資産額	(千円)	16,029,009	16,803,571	17,553,413	<b>18,566,711</b>
総資産額	(千円)	23,761,955	24,566,624	24,708,294	<b>25,027,727</b>

(注1) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

ただし、期中平均発行済株式数は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

## 6. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、創業以来一貫して創業者の精神である「我が信条」に謳われている経営理念、すなわち

第1; 我々の責任は、我々の商品とサービスを利用するすべてのお客様に対するものである。

第2; 我々の責任は、我々の事業に参画しているすべての社員に対するものである。

第3; 我々の責任は、我々が事業を営む地域社会、ひいては社会全体に対するものである。

第4; 我々の責任は、株主に対するものである。

を経営の基本方針としております。

「我が信条」のもと成長戦略を着実に遂行し、得られた利益を継続的な研究開発投資に充てるための内部留保、社員及び株主に三分割する考え方も経営方針としております。

### (2) 当社グループの現状の認識について

現在の当社グループを取り巻く経済環境は、世界的な人口増加や食料需要の拡大から、グローバルな農薬市場は拡大傾向にあります。一方、日本国内では農業従事者の高齢化、後継者・労働力不足、耕地面積の減少等生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、営農指導サービス、新型コロナウイルスを契機とした生産・消費の変化が発生しています。また、昨年農林水産省より「みどりの食料システム戦略」が発表されました。その結果として将来的に農薬の使用量の低減、農薬価格の引き下げや営農指導サービスの低下等が懸念されております。

このような認識のもと、当社グループは今後一層食料の安全で安定供給に貢献するため、より環境・生産者・消費者に負荷の少ない製品の開発ならびに生産現場での有用な営農指導サービスの提供を重視し持続的な活動を行います。当社の特徴である現場主義を前面に出し、今まで築き上げてきた農家、会員店・JA・販売店、当社グループが密に連携する「トライアングル作戦」に加え、土壌診断サービス、グローバルGAP認証取得支援サービス、カネショウファーム活動等生産者へのサービスを質・量的に拡充していく所存であります。

なお、当社グループは、2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、国内における主な生産拠点である福島工場が操業停止となり、これにより発生した営業損害について、東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償訴訟を提起しており、現在も係属中です。

### (3) 当面の対処すべき課題

#### (イ) 研究開発

既存剤については、主要剤の国内再評価制度に対応すること、海外の登録制度に対応し登録維持と拡大を図ること、また、継続的な品質改善により競争力を維持することを課題としております。

新規剤については、組織力の増強と研究レベルの向上を図り、研究分野の選択と集中を行うことにより、コスト意識の向上を図るとともに、海外展開も視野にいたした研究開発体制を強化させることを課題としております。また、欧州の「Farm to fork」や日本の「みどりの食料システム戦略」に適合するバイオスティミュラントや生物資材分野等の事業環境の変化に対応した製品の開発を目指します。

#### (ロ) 生産

東京電力福島第一原子力発電所の事故により操業停止となった福島工場に代わり、西の物流拠点としての機能を備えた山口工場を2018年11月に建設し、2021年2月にはISO9001の認証を取得しました。茨城工場・直江津工場と併せた自社生産体制の向上による製品の安定供給とコスト削減に取り組むとともに、品質の更なる向上と、山口工場を加えた新たな物流体制の強化を課題としております。

#### (ハ) 営業・技術普及

製品の安全・適正な使用のために一層充実した技術普及活動を展開するとともに農業生産者への新しい付加価値サービスとしての土壌診断サービス、グローバルGAP認証取得支援サービス、カネショウファーム活動の拡大と品質向上に努めます。

#### (ニ) 海外事業

海外農薬市場においては、当社の独自商品を中心に各国で登録を取得し、積極的に海外展開を図っています。今後も新たな国や地域での登録取得を進め、積極的な拡販を行うことを当面の課題としております。

#### （４）中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、100年企業を目指すため、2016年に「Lead The Way 2025」をスローガンとする長期事業計画とともに2016年からの3か年計画を策定し、その後、2019年からの3か年計画を策定し、成長のための経営基盤づくりに取り組んでまいりました。2022年からは、2025年を最終年度とする新たな中期事業計画（2022年－2025年）を策定し、創業以来の経営理念を堅持しつつ、持続的成長と企業価値向上を目指します。

##### （イ）中期事業計画策定の趣旨

前中期事業計画では、収益計画は未達ではありましたが、「Lead The Way 2025」で掲げた2025年における売上高300億円の達成に向け、これまでの中期事業計画で達成した成果を活かしつつ、現中期計画（2022年－2025年）の新たな施策を着実に実行してまいります。

##### （ロ）中期事業計画の骨子

###### ①経営理念

創業以来の経営理念である「我が信条」のもと、お客様、社員、社会、株主などステークホルダーのために、「どこまでも農家とともに」をモットーに、今後も事業拡大に取り組みます。

###### ②サステナビリティ経営

「持続可能な農業の推進」、「プロダクト・スチュワードシップ活動の推進」、「人材育成、ダイバーシティの推進」の3つを重要課題として取り組みます。

###### ③総合的サービス提供型企业

土壌分析・診断サービス、グローバルGAP認証取得支援サービス、カネショウファーム等農家支援サービスを質・量的に拡充するとともに、それらの有機的な結合により関連する農業生産者の組織化と効率的な新たな情報提供サービスに取り組みます。また、農薬安全使用推進活動を強化し、社内プロダクト・スチュワードシップの確立を目指します。

###### ④研究開発の充実と新たな取り組み

安全・安心な新規探索化合物の創出、新製剤・新混合剤の開発に加え、製品の導入・買収や海外新市場開拓にも積極的に取り組み、ポートフォリオの拡充を行います。

###### ⑤安全安心と生産性向上

生産効率の向上と人員確保により、自社生産比率を高め、利益率向上を目指します。また、安全対策・品質管理・計画生産実行の徹底した運用を行います。



## (ハ) 主要経営数値目標

(単位：百万円)

	2020年12月期 実績	2021年12月期 実績	2022年12月期 業績予想
売上高	15,203	15,105	15,248
営業利益	1,038	1,233	990
親会社株主に帰属 する当期純利益	489	365	516

## 7. 企業集団の主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社グループは、土壌消毒剤、害虫防除剤、病害防除剤等農業薬品の製造販売を主な事業としております。

## 8. 企業集団の主要な営業所及び工場（2021年12月31日現在）

(当社)

名 称	所在地	名 称	所在地
本社	東京都港区	西日本支店	大阪府吹田市
北海道支店	北海道札幌市	高松営業所	香川県高松市
東北支店	青森県弘前市	九州支店	福岡県久留米市
北東北営業所	青森県弘前市	ヨーロッパ支店	ドイツ連邦共和国 シュターデ市
南東北営業所	山形県山形市	所沢事業所	埼玉県所沢市
関東支店	埼玉県所沢市	結城事業所	茨城県結城市
中部営業所	長野県長野市	直江津工場	新潟県上越市
東海支店	愛知県名古屋	茨城工場	茨城県結城市
		山口工場	山口県防府市

(Kanesho Soil Treatment SRL/BV)

本社 ベルギー王国ブリュッセル市

(AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.)

本社 大韓民国ソウル市

(株式会社KANESHO CHP)

本社 東京都港区

## 9. 従業員の状況（2021年12月31日現在）

### (1) 企業集団の従業員の状況

	当連結会計年度末	前連結会計年度末比増減
従業員数	282名	増7名

### (2) 当社の従業員の状況

	当期末	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
従業員数	275名	増8名	41.2歳	13.5年

(注) (1) 及び (2) の従業員数は、就業人員を記載しております。

## 10. 関係会社の状況

### 重要な子会社の状況（2021年12月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.	200,000千ウォン	100.0%	農業薬品、工業薬品、肥料、包装資材及び農業用機械の製造、売買、輸出入及び仲介業務
Kanesho Soil Treatment SRL/BV	12,500千ユーロ	60.0%	農業用土壌消毒剤販売
株式会社KANESHO CHP	10百万円	70.0%	クロルピリホス剤に関する日本及び韓国における知的財産権の保有及び維持

## 11. 主要な借入先（2021年12月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社みずほ銀行	679,800
株式会社三菱UFJ銀行	669,240
株式会社三井住友銀行	302,880
三井住友信託銀行株式会社	20,000
株式会社山口銀行	181,000
三井物産株式会社	345,549

## 2 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式総数 12,495,088株（自己株式909,774株を除く）
3. 株主数 6,614名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社麻生	2,168	17.35
GOLDMAN SACHS & CO. REG	1,274	10.19
兼商産業株式会社	800	6.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	705	5.64
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	684	5.48
三井物産株式会社	482	3.85
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	448	3.58
櫛引博敬	401	3.21
アグロカネショウ取引先持株会	324	2.59
株式会社みずほ銀行	250	2.00

- (注) 1 記載株数は千株未満を切捨てて表示しております。  
 2 当社は、自己株式909,774株を保有しておりますが、上記大株主の中には含めておりません。  
 3 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### 1. 取締役（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	榎 引 博 敬	
代表取締役専務	井 上 智 広	(重要な兼職) Kanesho Soil Treatment SRL/BV 取締役
取締役	木 下 善 夫	(重要な兼職) Kanesho Soil Treatment SRL/BV 代表取締役社長
取締役 常勤監査等委員	長谷川 正 次	
取締役 監査等委員	藤 倉 基 晴	
取締役 監査等委員	岩 崎 泰 一	弁護士

- (注) 1 当社は2021年3月24日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、常勤監査役長谷川正次氏及び市野則夫氏並びに監査役大久保雅晴氏及び横山和夫氏の任期が満了し、長谷川正次氏は取締役（常勤監査等委員）に就任、市野則夫氏、大久保雅晴氏及び横山和夫氏は退任しております。
- 2 会社法第2条第15号に定める社外取締役は下記のとおりです。  
藤倉基晴氏  
岩崎泰一氏  
両氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしておりますので、同取引所に独立役員として届け出ております。
- 3 岩崎泰一氏は弁護士として法律問題に長年の経験を有しております。
- 4 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門との十分な連携を可能とするべく、長谷川正次氏を常勤の監査等委員として選定しております。

【ご参考】 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下の6名であります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	後 藤 純	営業技術普及本部長
上席執行役員	金 瀬 聖	研究開発本部長 (重要な兼職) 株式会社KANESHO CHP 代表取締役社長 AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD. 理事
上席執行役員	海 部 行 延	経営企画本部長
執行役員	城 戸 和 敏	生産本部長
執行役員	山 本 修	海外事業部長 (重要な兼職) AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD. 代表理事 Kanesho Soil Treatment SRL/BV 取締役
執行役員	相 良 均	経営企画副本部長

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨定款で規定し、藤倉基晴氏及び岩崎泰一氏との間で会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

取締役及び執行役員の全員並びに管理職社員及び子会社役員の一部を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者が私的な利益または便益の供与を違法に得たこと、犯罪行為、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害賠償は本保険でも填補されないなど、一定の免責事由があります。

## 4. 取締役及び監査役の報酬等の額

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針等

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に関する決定方針（以下、決定方針）を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、任意の指名報酬委員会において原案を審議し、答申を受けております。

取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (基本方針)

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とした報酬体系とし、個別の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

#### (イ) 基本報酬の決定方針

取締役の担当する業務や職責・役位、在任年数をベースに業績や今後の持続的成長への貢献度等を加味し、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

#### (ロ) 株式報酬の決定方針

株式報酬は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として信託を用いた株式報酬制度による自社株式としております。予め当社が定めた株式交付規程に基づいて、役位別にポイントを付与して株式報酬を決定するものとしております。

#### (ハ) 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬は月例の固定報酬としております。株式報酬は株式交付規程に定めるポイント付与日において、各役位に応じたポイントを付与し、取締役退任時に確定したポイントに応じた当社株式を交付します。



## (二) 個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

取締役の基本報酬については、任意の指名報酬委員会において原案を審議し、取締役会へ答申した上で取締役会において代表取締役社長に各取締役の報酬額の決定を委任しております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委任を受けた代表取締役社長は、任意の指名報酬委員会に対して個人別の具体的な報酬額の案を提示した上で、同委員会の答申の内容に従って決定をしなければならず、決定後にも改めて同委員会に対し報告をしなければならないこととしております。なお、取締役の株式報酬は、任意の指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議することとしております。

## (ホ) 個人別の報酬等の決定を代表取締役社長に委任した理由

代表取締役社長榎引博敬に委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定するには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

## (2) 報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	168	144	—	23	8
〈うち社外取締役〉	〈3〉	〈3〉	〈-〉	〈-〉	〈2〉
取締役（監査等委員）	22	22	—	—	3
〈うち社外取締役〉	〈14〉	〈14〉	〈-〉	〈-〉	〈2〉
監査役	8	8	—	—	4
〈うち社外監査役〉	〈3〉	〈3〉	〈-〉	〈-〉	〈2〉
合計	199	175	—	23	15
〈うち社外役員〉	〈21〉	〈21〉	〈-〉	〈-〉	〈6〉

- (注) 1 役員賞与金につきましては引き続き計上いたしておりません。  
 2 株式報酬は、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額であります。  
 3 使用人兼務の取締役に対し、使用人分給与は支給しておりません。  
 4 上記の員数及び報酬額には2021年3月24日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役4名（うち社外監査役2名）を含んでおります。  
 5 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。  
 6 基本報酬は、2021年3月24日開催の第62回定時株主総会の決議により、報酬総額の最高限度額を取締役（監査等委員を除く）の報酬額年額は300百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額年額は50百万円以内と決定しております。

- 7 定時株主総会決議の対象となる役員の員数は、取締役（監査等委員を除く）3名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）であります。
- 8 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬は、2021年3月24日開催の第62回定時株主総会の決議により、信託期間は2021年12月末で終了する事業年度から2022年12月末で終了する事業年度までの2事業年度（信託期間は延長される場合があります。）、拠出金額の上限は100百万円と決定しております。当該定時株主総会決議の対象となる役員の員数は、3名であります。
- 9 監査等委員である取締役の報酬については株主総会の決議により決定された報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。
- 10 監査等委員会設置会社に移行する前の取締役の報酬限度額は2017年3月28日開催の第58回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外監査役分は50百万円以内）と決議しており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）でした。なお、報酬限度額の枠内で取締役（社外取締役を除く）を対象に株式報酬制度が導入されておりました。
- 11 監査等委員会設置会社に移行する前の監査役の報酬限度額は2017年3月28日開催の第58回定時株主総会において年額50百万円以内（うち社外監査役分は25百万円以内）と決議しており、当該株主総会終結時点での監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）でした。

## 5. 社外役員に関する事項

### （1）他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当該ほかの法人等との関係

該当事項はありません。

### （2）当事業年度における主な活動状況

#### イ. 取締役会

当事業年度におきましては、合計15回の取締役会を開催しました。藤倉基晴氏は15回中15回（うち12回は監査等委員である取締役として）の全てに出席し、岩崎泰一氏は15回中15回（うち12回は監査等委員である取締役として）の全てに出席しました。藤倉基晴氏は金融業界での豊富な経験及び幅広い見識から発言を行い、岩崎泰一氏は法律専門家として専門的な観点から発言を行い、コンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

#### ロ. 監査等委員会

当事業年度におきましては、監査等委員会設置会社に移行した2021年3月24日以降、合計14回の監査等委員会を開催しました。藤倉基晴氏は14回中14回の全てに出席し、岩崎泰一氏は14回中14回の全てに出席し、両氏共により実効性のある監査を実現させるために、適宜意見を述べました。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が監査等委員会設置会社に移行した2021年3月24日よりも前に2回、以降に2回ありました。

## 5 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,914千円

- (注) 1 当社の子会社のうち「Kanesho Soil Treatment SRL/BV」はDeloitte & Touche LLPの監査を、「AGRO-KANESHO KOREA CO., LTD.」はDeloitte Anjin LLCの監査を受けております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めておりません。
- 3 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、上記のほか、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制

### 1. 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念である社是「我が信条」及び経営の基本方針に則った行動規範を制定し、代表取締役がその精神を当社グループの取締役及び全使用人に継続的に伝達することにより、法令順守と社会倫理の順守を企業活動の原点とすることを徹底する。代表取締役はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備を図り、啓蒙教育を実施する。内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置く。当社グループの取締役及び使用人は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会に報告するものとし、遅滞無く取締役会において報告するものとする。法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、内部通報制度運用規程に基づきその運用を行うこととする。監査等委員会は法令順守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めるものとする。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行・意思決定に係る情報は文書により保存し、これら文書を別に定める文書管理規程、文書保存期間一覧表に定める期間中、厳正に保存・管理するものとする。

### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、経営企画本部担当執行役員をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当執行役員と共に、カテゴリ毎のリスクを体系的に管理するため、必要なリスク管理規程を制定する。全社的なリスクを総括的に管理する部門は経営企画本部とし、当社グループ各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。監査等委員会及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的に当社グループのリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

#### 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社は、取締役会規程に基づいて取締役会を月1回開催するほか適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行うものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任・執行手続きの詳細を定めるものとする。中期経営計画及び年度事業計画を立案し、当社グループの目標を定めるものとする。

#### 5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正を確保するため、子会社の取締役等と常日頃からコンタクトを持ち、子会社を含む企業集団としての経営について協議するほか、子会社の取締役や監査役に当社からの派遣を通じて緊密な連携を図り、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを定期的に確認するとともに、内部統制に関する情報の伝達、共有化等が効率的に行える体制を構築する。

#### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する者を、使用人から補助者として任命する。補助者の任命・解任・評価・人事異動は監査等委員会の同意を得た上で決定することとし、監査等委員会が補助者に指示した補助業務に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は及ばないものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

## 7. 当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役、監査役及び使用人は、業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会にその都度報告するものとする。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて当社グループの取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。さらに当社グループの内部通報制度事務局は、当社グループの取締役、監査役及び使用人からの内部通報が発生した場合、その状況を監査等委員会に報告するものとする。なお、当社は、監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いは行わないものとする。

## 8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員が、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席すると共に、決裁申請書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。また、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査等委員会は会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。なお、当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が監査等委員会の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

## 7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりであります。

1. 当社は2021年3月24日付で監査等委員会設置会社へ移行したことにより、迅速な意思決定を実現するとともに、監査等委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、経営のモニタリング機能を高め、一層のコーポレート・ガバナンス強化を図りました。
2. 取締役会を15回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、当社グループにおける月次の営業実績の分析・対策・評価を検討するとともに法令への適合性及び業務の適正性の観点から審議しました。
3. 監査役会を3回、監査等委員会設置会社移行後は監査等委員会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令の順守についての監査等を行いました。
4. 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき当社グループにおける内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
5. 当社グループ会社の業務の適正を確保するため、子会社の取締役より経営状況等について当社取締役会で適宜報告を受け、状況を把握しております。
6. 社員のコンプライアンス意識を高めるため全社員を対象としたインサイダー取引規制研修を実施し、社員の法令順守と企業倫理の浸透及び、コンプライアンスに関する認識の向上を図りました。
7. 良好な職場環境の維持と増進に努めるため、メンタルケアサポートを行う会社の担当保健師による各事業所の巡回またはオンラインによる社員面談を実施し、社員が安心して相談できる体制を構築しております。

## 8 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 9 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分は、株主の皆様に対する経営上の重要課題と認識しており、企業体質の強化に努めつつ、将来の発展に向けての研究開発及び設備投資を実施すると同時に、安定的な配当金の支払を継続することを基本としております。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第63期 (2021年12月31日現在)	科目	第63期 (2021年12月31日現在)
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>20,273,497</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,334,574</b>
現金及び預金	10,177,635	買掛金	1,233,026
受取手形及び売掛金	3,968,268	1年内返済予定長期借入金	390,441
電子記録債権	354,602	リース債務	12,788
商品及び製品	3,582,274	未払法人税等	30,836
仕掛品	185,406	賞与引当金	52,997
原材料及び貯蔵品	1,394,501	その他	1,614,484
未収還付法人税等	87,516	<b>固定負債</b>	<b>3,377,509</b>
その他	523,291	退職給付に係る負債	271,551
<b>固定資産</b>	<b>6,336,565</b>	役員株式給付引当金	105,859
<b>有形固定資産</b>	<b>5,094,428</b>	長期借入金	1,808,028
建物及び構築物	2,498,588	長期未払金	467,342
機械装置及び運搬具	676,725	リース債務	14,626
土地	1,808,782	その他	710,101
リース資産	24,692	<b>負債合計</b>	<b>6,712,084</b>
その他	85,639	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>616,907</b>	<b>株主資本</b>	<b>19,038,599</b>
のれん	450,822	資本金	1,809,177
その他	166,084	資本剰余金	2,194,327
<b>投資その他の資産</b>	<b>625,230</b>	利益剰余金	16,006,288
投資有価証券	107,206	自己株式	△971,193
繰延税金資産	358,098	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>72,457</b>
その他	184,925	その他有価証券評価差額金	38,174
貸倒引当金	△25,000	為替換算調整勘定	9,320
<b>資産合計</b>	<b>26,610,063</b>	退職給付に係る調整累計額	24,962
		<b>非支配株主持分</b>	<b>786,921</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>19,897,979</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>26,610,063</b>

## 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第63期 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)
売上高	15,105,229
売上原価	8,967,622
売上総利益	6,137,606
販売費及び一般管理費	4,903,867
営業利益	1,233,738
営業外収益	
受取利息	369
受取配当金	3,556
受取地代家賃	16,203
企業誘致奨励金	25,338
その他	23,219
営業外収益合計	68,686
営業外費用	
支払利息	12,487
支払手数料	2,727
為替差損	3,590
その他	776
営業外費用合計	19,581
経常利益	1,282,843
特別損失	
固定資産除却損	18,540
減損損失	667,445
特別損失合計	685,985
税金等調整前当期純利益	596,858
法人税、住民税及び事業税	237,224
法人税等調整額	△42,567
法人税等合計	194,656
当期純利益	402,201
非支配株主に帰属する当期純利益	36,689
親会社株主に帰属する当期純利益	365,511

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

科目	第63期 (2021年12月31日現在)	科目	第63期 (2021年12月31日現在)
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,961,142</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,333,768</b>
現金及び預金	7,995,149	買掛金	1,163,467
受取手形	221,452	1年内返済予定長期借入金	321,216
売掛金	3,590,030	未払法人税等	22,620
電子記録債権	354,602	未払費用	358,577
商品及び製品	3,551,063	預り金	380,889
仕掛品	185,406	賞与引当金	52,997
原材料及び貯蔵品	1,398,488	リース債務	12,788
前払費用	21,476	その他	1,021,210
未収消費税等	48,429	<b>固定負債</b>	<b>3,127,247</b>
関係会社短期貸付金	161,525	長期借入金	1,531,704
その他	433,519	退職給付引当金	297,613
<b>固定資産</b>	<b>7,066,585</b>	役員株式給付引当金	105,859
<b>有形固定資産</b>	<b>5,094,135</b>	長期預り保証金	697,101
建物	2,248,562	長期未払金	467,342
構築物	250,026	リース債務	14,626
機械及び装置	673,868	その他	13,000
車両運搬具	2,856	<b>負債合計</b>	<b>6,461,016</b>
工具、器具及び備品	85,347		
土地	1,808,782	<b>純資産の部</b>	
リース資産	24,692	<b>株主資本</b>	<b>18,528,537</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>168,210</b>	<b>資本金</b>	<b>1,809,177</b>
電話加入権	8,562	<b>資本剰余金</b>	<b>2,194,327</b>
ソフトウェア	150,779	資本準備金	1,805,164
ソフトウェア仮勘定	5,555	その他資本剰余金	389,162
リース資産	601	<b>利益剰余金</b>	<b>15,496,225</b>
のれん	2,125	利益準備金	217,648
その他	585	その他利益剰余金	15,278,577
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,804,239</b>	開発積立金	1,590,000
関係会社株式	1,029,573	土地圧縮積立金	117,011
投資有価証券	107,206	別途積立金	4,175,386
従業員に対する長期貸付金	62,740	繰越利益剰余金	9,396,179
敷金及び保証金	78,815	<b>自己株式</b>	<b>△971,193</b>
長期前払費用	5,351	<b>評価・換算差額等</b>	<b>38,174</b>
関係会社長期貸付金	646,777	その他有価証券評価差額金	38,174
繰延税金資産	348,820	<b>純資産合計</b>	<b>18,566,711</b>
その他	35,207	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>25,027,727</b>
関係会社貸倒引当金	△485,252		
貸倒引当金	△25,000		
<b>資産合計</b>	<b>25,027,727</b>		

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第63期 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)
売上高	12,668,998
売上原価	7,418,187
売上総利益	5,250,810
販売費及び一般管理費	4,747,618
営業利益	503,192
<b>営業外収益</b>	
受取利息	9,424
受取配当金	1,240,532
受取地代家賃	16,203
為替差益	24,504
企業誘致奨励金	25,338
その他	23,903
営業外収益合計	1,339,907
<b>営業外費用</b>	
支払利息	8,061
支払手数料	2,727
その他	776
営業外費用合計	11,564
<b>経常利益</b>	<b>1,831,535</b>
<b>特別損失</b>	
固定資産除却損	18,540
関係会社株式評価損	7,000
関係会社貸倒引当金繰入額	485,252
特別損失合計	510,792
<b>税引前当期純利益</b>	<b>1,320,742</b>
法人税、住民税及び事業税	88,258
法人税等調整額	△49,758
法人税等合計	38,500
<b>当期純利益</b>	<b>1,282,242</b>

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

アグロ カネショウ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森田 浩之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長島 拓也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アグロ カネショウ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アグロ カネショウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告書 謄本

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第63期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、生産拠点新設による生産体制の状況及び新型コロナウイルス感染症への対応状況を重点監査項目として設定し、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月15日

アグロ カネショウ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 長谷川 正 次 ㊟

監査等委員 藤 倉 基 晴 ㊟

監査等委員 岩 崎 泰 一 ㊟

- (注) 1. 監査等委員 藤倉基晴及び岩崎泰一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。  
2. 当社は、2021年3月24日開催の第62回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2021年1月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

アグロ カネショウ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森田 浩之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長島 拓也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アグロ カネショウ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、生産拠点新設による生産体制の状況及び新型コロナウイルス感染症への対応状況を重点監査項目として設定し、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月15日

アグロ カネショウ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 長谷川 正 次 ㊟

監査等委員 藤 倉 基 晴 ㊟

監査等委員 岩 崎 泰 一 ㊟

- (注) 1. 監査等委員 藤倉基晴及び岩崎泰一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。  
 2. 当社は、2021年3月24日開催の第62回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2021年1月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当期末の配当につきましては、長期的観点に立ち安定的な配当を維持し、株主の皆様のご信頼にお応えしますことを基本的な考え方としております。

今後の事業展開を慎重に検討しました結果、第63期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1 配当財産の種類  
金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき12円といたします。  
この場合の配当総額は、149,941,056円となります。  
なお、年間配当金につきましては、中間期に1株につき10円を配当させていただきましたので、合わせて年間1株につき22円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月25日といたします。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(附則)</p> <p>1～2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1～2 (現行通り)</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>変更前定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第17条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>5 <u>(電子提供措置等に関する経過措置) の附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名の選任を含む、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 1 くしびき 榎引 ひろのり 博敬

再任

#### ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年 4月 兼商(株)（現アグロ カネショウ(株)）入社
- 1981年 2月 当社取締役
- 1985年 1月 当社専務取締役
- 1991年 3月 当社代表取締役社長（現在に至る）
- 2003年12月 Kanesho Soil Treatment SRL/BV代表取締役社長

#### 生年月日

1949年6月9日

#### 取締役在任期間

41年

#### 取締役会出席率

100%（15回／15回）

#### 所有する当社株式の数

401,594株

#### ● 取締役候補者とした理由

榎引博敬氏は、1991年に代表取締役社長に就任し、長年にわたり力強いリーダーシップにより当社の経営を統括し、その豊富な経験と実績を基にその成長を牽引して参りました。当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものと判断したため、取締役の候補者といたしました。

#### ● その他取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

当社は、取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2023年2月に更新する予定であります。

再任

## 2 いのうえ 井上 ともひろ 智広

### ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1972年 4月 兼商化学工業(株) (現アグロ カネショウ(株)) 入社
- 1993年 1月 当社開発部長
- 1995年 3月 当社取締役開発部長
- 2003年12月 Kanesho Soil Treatment SRL/BV取締役 (現在に至る)
- 2005年 3月 当社常務取締役研究開発本部長
- 2011年 3月 当社専務取締役
- 2016年 3月 当社代表取締役専務 (現在に至る)

#### 生年月日

1947年 8月17日

#### 取締役在任期間

27年

#### 取締役会出席率

100% (15回/15回)

#### 所有する当社株式の数

45,240株

### ● 取締役候補者とした理由

井上智広氏は、研究開発、海外業務などに豊富な経験を有しており、代表取締役専務として、業務全般の統括の役割を適切に果たし、当社の経営に貢献しております。当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものと判断したため、取締役の候補者といたしました。

### ● その他取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

当社は、取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2023年2月に更新する予定であります。

# 3 きのした 木下 よしお 善夫

再任

## ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4 月 三井物産(株)入社
- 2005年 4 月 米国三井物産 Specialty Chemicals Dept. General Manager
- 2009年 4 月 三井物産(株)機能化学品業務部 ケミカルフロンティア統括室長
- 2011年 1 月 同社ソーラービジネス事業部 第三営業室長
- 2016年 9 月 Mitsui AgriScience International S.A./N.V.  
Managing Director
- 2020年11月 当社入社 顧問
- 2021年 3 月 当社取締役 (現在に至る)
- 2021年 6 月 Kanesho Soil Treatment SRL/BV 代表取締役社長 (現在に至る)

### 生年月日

1961年4月30日

### 取締役在任期間

1年

### 取締役会出席率

100% (12回/12回)  
(当社取締役就任以降)

### 所有する当社株式の数

0株

## ● 取締役候補者とした理由

木下善夫氏は、三井物産(株)に入社後、長年にわたり化学品部門の営業及び事業投資・事業経営に従事し、農業販売会社及び種子事業会社の取締役を歴任して参りました。これらの経験・実績は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものであると判断したため、同氏を取締役の候補者といたしました。

## ● その他取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

当社は、取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が取締役就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2023年2月に更新する予定であります。



# 4 船越 良幸

新任 社外 独立

## ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1976年 4月 三井東圧化学(株)入社
- 2004年 9月 三井化学(株)執行役員、大阪工場長
- 2007年 4月 同社常務執行役員、生産技術副本部長兼生産技術統括部長
- 2009年 6月 同社専務取締役、生産技術本部長
- 2011年 6月 本州化学工業(株)代表取締役社長
- 2015年 6月 同社代表取締役会長
- 2015年 6月 東洋エンジニアリング(株) 社外監査役（現任）
- 2017年 9月 三井物産(株)ベーシックマテリアルズ本部シニアアドバイザー（現任）
- 2020年 8月 三井化学(株)基盤素材事業本部シニアアドバイザー（現任）

### 生年月日

1950年4月13日

### 所有する当社株式の数

0株

## ● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

船越良幸氏は、長年にわたり化学業界に携わり、製造・生産技術分野に精通し、会社経営についても豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・実績は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものと判断したため、同氏を新たに社外取締役の候補者といたしました。

同氏には客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことを期待しております。

## ● その他社外取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

船越良幸氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

当社は、原案どおり選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結する予定であります。

当社は、取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。候補者が取締役役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2023年2月に更新する予定であります。

以上

【ご参考】 当社の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名	社内 社外別	年齢	当社が求める専門性のうち、特に活かすことができるスキル (主なもの最大3つを選定)						
				企業 経営	財務	法務	グ ロー バル	営業	研究 開発	生産 技術
1	榎引 博敬	社内	72	○			○	○		
2	井上 智広	社内	74	○					○	○
3	木下 善夫	社内	60	○			○	○		
4	船越 良幸	社外	71	○			○			○
—	長谷川 正次	社内	71		○	○		○		
—	藤倉 基晴	社外	74	○	○		○			
—	岩崎 泰一	社外	43	○	○	○				

### 【株主メモ】

**事業年度** 毎年1月1日から12月31日まで  
**定時株主総会** 毎年3月下旬開催  
**基準日** 定時株主総会・期末配当金 12月31日  
中間配当金 6月30日  
**株主名簿管理人  
及び特別口座の  
口座管理機関** 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社  
**郵便物送付先** 〒168-0063  
東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
**電話照会先** 0120-782-031 (フリーダイヤル)

### 【株主優待のお知らせ】

株主の皆様の日頃からのご支援に感謝し、株主優待を実施させていただきます。  
毎年12月末日現在の株主名簿に記載又は記録された、当社株式1単元（100株）以上を保有されている株主様を対象といたします。

保有株式数	優待の内容	基準日
100株以上：	全国共通おこめ券2枚（880円相当分）	12月末日
100株以上かつ1年以上継続保有：	全国共通おこめ券4枚（1,760円相当分）	12月末日

1年以上継続保有とは、12月末日及び6月末日の当社株主名簿に、同一株主番号で連続3回（12月末が2回及び6月末が1回）以上記載又は記録された株主様といたします。

※なお、おこめ券は株主総会終了後に発送します決議通知に同封いたします。

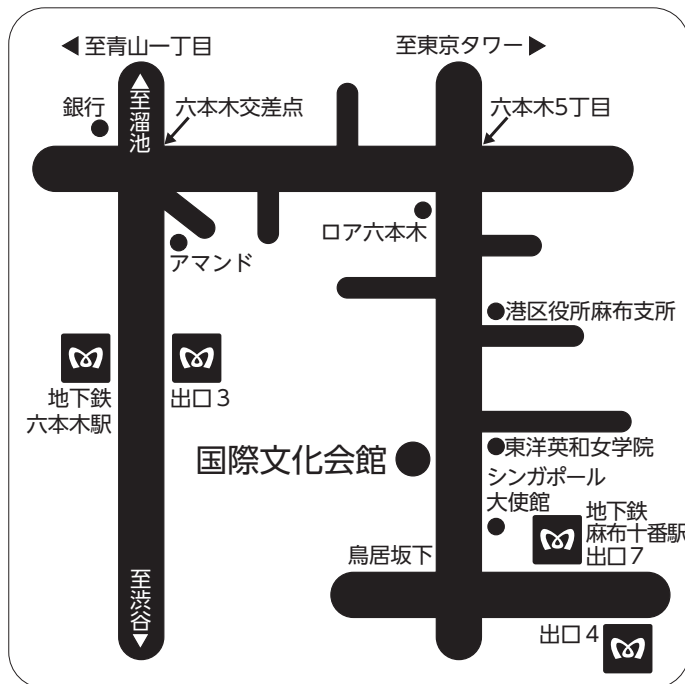
## 株主総会会場ご案内図

開催  
日時

2022年3月24日(木曜日)  
午前10時

開催  
場所

東京都港区六本木五丁目11番16号  
公益財団法人 国際文化会館 地下1階  
岩崎小彌太記念ホール



### 交通の ご案内

- 東京メトロ日比谷線 「六本木駅」 出口3 より 徒歩約10分
- 都営大江戸線 「麻布十番駅」 出口7 より 徒歩約5分
- 東京メトロ南北線 「麻布十番駅」 出口4 より 徒歩約8分

公共交通機関でのご来場をお願い申し上げます。



アグロ カネショ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂四丁目2番19号  
<https://www.agrokanesho.co.jp/>